

日本学校心理士会年報倫理規定

倫理規定 1. 人権の尊重

- (1) 投稿者は、調査や面接などに先立ち研究協力者からインフォームド・コンセントを書面で得なければならない。インフォームド・コンセントについては以下のとおりである。
- ① 研究や調査内容についての説明や、研究協力者が研究への参加を辞退したり、中断したりする自由をもっていることを説明したか。② プライバシーにかかわる研究の場合、投稿者はできるかぎり研究協力者に研究の内容について説明し、同意を得たか。③ 研究協力者が同意の判断が困難な場合は、研究協力者を保護する立場にある者の判断と同意を得るなど代替となる手段をとったか。④ 特に、高校生以下の年少者の場合は、保護者、学校関係者の同意を得たか。⑤ 研究結果を年報及び J-STAGE 等にて公表する可能性があることを説明したか。
- (2) 投稿者は、調査や面接などでデセプション（虚偽）の方法を用いる場合、それが研究協力者に負の影響を与えないことを確認した後、研究を実施し、調査や面接の終了後にデセプションを用いた理由を説明しなければならない。
- (3) 投稿者は、投稿論文の基となる研究を実施するにあたって、自身が所属する機関に研究倫理審査委員会がある場合にはその審査を受審し承認を受けておくこと。所属機関にそうした委員会等がない場合は、研究対象者等からどのような形で同意を得たかを本倫理規定を踏まえて詳細に記述すること。未成年者を対象とする研究の場合には保護者・学校関係者等の同意を得ること。また対象者が中学生・高校生の場合にはあわせて本人からの同意も得ておくことが望ましい。

倫理規定 2. 個人情報の秘密保護の厳守

投稿者は、得られた研究協力者の個人的な資料を厳重に保管し、秘密の保護に責任をもつ。同意を得た本来の目的以外には使用してはならない。

倫理規定 3. 投稿に伴う責任

投稿者は、研究のもたらす人道的・社会的意義に十分に配慮し、専門家としての責任を十分自覚して投稿しなければならない。

- (1) 投稿者は、プライバシーに関する責任をもつ。個人のプライバシーを侵害してはならない。
- (2) 投稿者は、共同研究者の権利に配慮して連名の承諾を得なければならない。すべての共同研究者は、研究に積極的にかかわり、そのもたらす結果について共同の責任をもつ。
- (3) 投稿者は、研究のために用いた資料等について、著作権に配慮し出典を明記する。また、差別的な用語や不適切な表現のないように留意しなければならない。

倫理規定 4. 研鑽の義務と倫理の遵守

投稿者は、本倫理規定を十分に理解し、遵守するための研鑽の機会をもつように努めなければならない。また、すべての会員は、学校心理学の研究および実践活動において、本倫理規定を十分に理解し、遵守する。

付則 日本学校心理士会年報倫理規定は 2015 年 8 月 10 日より施行する。

2017 年 11 月 23 日 一部改訂

2023 年 7 月 1 日 一部改訂

2025 年 6 月 14 日 一部改訂

※内容の変更を伴わない文言の修正あるいは書式の変更は、日本学校心理士会年報編集委員会に一任。